

『後拾遺集』歌人考

——某女・某妻・某母をめぐって——

山之内 恵子

はじめに

勅撰集には、作者名を表記する際、一定の原則があったようである^{注1}。現存の人物に関しては当所の官位にならない、また没した人はその時の官位を記すのが通例になっている。しかし、後拾遺期ではその表記法にも幾分不統一な面も見られ、あくまでも原則論に滞まらざるを得ない。

また、作者が女性の場合その表記方法は、一般的に后はそのまゝ、女院は号で表記し、三位以上の位を有する者は実名の上に位を付す。また、仙洞や内裏、権門に仕えた女性は女房名で記し、その他は某女、某妻、某母と表記する。この他尼、遊女等の特別な表記もある。この女性の表記に関しては、種々の問題を有し簡単に説明できない。

ところで、後拾遺集には、九八人という多くの女性歌人が入集するが、このほとんどが後宮サロンに入入りした女房達である。

この女性歌人の歴史は古く、母、妻、愛人らの一般女性が生活の中から詠出した歌が、平安朝の官廷社会に至っては、女房が確固たる地位を得、また女流歌人としての専門意識が生起したのも古今集

に始まり、後拾遺集においてはゆるぎないものとなっている。この爛熟した時期に多くの個性的な女流歌人の誕生を見ることは、和歌史的にも意義深いものがあり、これらの女流歌人の個性をどのよう

に位置づけてゆくかは今後の大きな課題であろう。
そこでこの後拾遺集の女性歌人の調査をしてゆく途上で、某女九、某妻四、某母十、計二三名の女性歌人について気づいた一、二の点について報告したいと思う。

某女、某妻、某女の伝

もとよりこの対象とした二三名総てに関してその閨歴を述べなくてはならないが、紙幅の限りがあるので、このうち特に何らかの問題を生じている歌人一人についてのみ順に考察することにした。従って、比較的伝記研究も進んでいる経信母、土御門右大臣女、小野宮太政大臣女、俊賢室（左衛門北方）、道綱母はここでは取りあげなかった。

なお、引用した本文は糸井通浩・渡辺輝道編「後拾遺和歌集総索引」に拠っている。また使用した資料の「尊卑分脈」は「尊」、「袋草紙」は「袋」、「作者部類」は「作」、「内閣文庫本後拾遺和歌

勘物」は〔内〕、「早大本後拾遺和歌集勘物」は〔早〕、「彰考館文庫本後拾遺和歌集勘物」は〔彰〕、「公卿補任」は〔公〕と略号を用いた。また、作者に関する略歴の詳細は拙稿「後拾遺和歌集作者ノト」に負うところが大きい。併せて参照願えれば幸いである。

為盛女

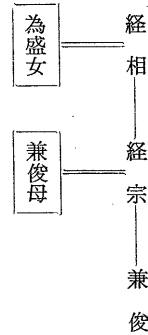
本集に入集する一首(451・賀)は、詞書に「宇治前太政大臣家に卅講のち歌合」した際の詠歌で、長元八年(一〇三五)五月十六日の関白頼通歌合に出席しているのでこの年には存在していることになる。(袋)一七四にこの卅講歌合での本歌が載るが、為盛女に注記して兼房朝臣代歌とあり、この作者に關しては、二十卷本は作者なし、「左経記」では資業、「栄花物語」「歌合」ではすけふさの少将(いせ大輔イ)と異伝がある。

為盛は、参議安親(九二二—九九六)男従四位下越前守で母は越後守清兼女である。為盛女は、〔尊〕の源雅信孫経相の子「経宗」に「母越前守為盛女」と注記される人物と同一人物ならば、三河守経宗(一〇三九卒)に嫁し、従四位下越前守経宗を生んだことになる。

兼俊母・康資王母・儀同三司

筑前守高階成順女に康資王母、筑前乳母、兼俊母がいるのは周知の事実であり、いずれも後拾遺歌人である。兼俊母は、990(維三)の詞書に「年頃むまきのうれへある事ありて、宇治前太政大臣にひ侍りけるゆきふりけるあした為仲朝臣のもとにつかはしける」とあることから宇治前太政大臣(頼通)家に仕えた時期があったのであるろう。おそらくそこで、越前守源経宗と知りあい、兼俊を生んだことになる。この経宗は、略系図に示したように、前述の為盛女と

三河守経相との間に生まれた経宗であり、兼俊母と為盛女とは義母の關係になるわけである。



990 歌の、

尋つる雪のあしたのはなれこまきみはかりこそあとをしるらめは、「奥儀抄」に「雲・中放馬・尋跡」という詩を典拠とした歌、また、1134・1135(維五)の兼俊母と伯母との贈答歌は、「古本説話集」第二十伯の母の事、「宇治拾遺物語」卷三ノ九、伯母事にそれぞれ載るが、どちらも彼女らの歌を本集の作者と入れ違えている。

康資王母は、四条宮寛子に仕えたことから四条宮筑前と呼ばれ、父は高階成順、母は伊勢大輔である。この高階家の一族には、儀同三司(高内侍)や、上総大輔などもおり、このような漢学者や歌人の多い家系に恵まれ、康資王母も神祇伯延信王との間に康資王を生んでいる。ゆえに伯母とも称している。

光源法師母

光源法師は、陸奥守従四位上橘則光の男、兄弟に後拾遺歌人の則長、季通がいる。この母については、〔尊〕「橘氏」、「和歌色葉」、「陽」、「早」の注記や勘物から前因幡守正五位下橘行平一女、陸奥守源則光朝臣妻となった人物であることがわかる。家系に歌人の多いことから、本集に入集する2(春上)の
みちのくに侍るとき春立日よみ侍ける

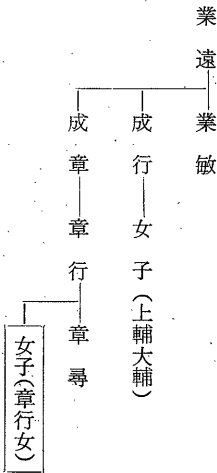
出てみよいまは霞も立ぬらん春はこれよりすくことそきけは、小大君の巻頭歌である、

いかにねておくる朝にいふことを昨日をこそとけふをことしをに続く歌であり、歌人として光源法師母の評価も高かったにちがいない。

章行女

この章行女は、〔尊〕高階氏大式高階成章（九九〇—一〇五八）の男で阿波守章行「女子」に「後拾、詞作者」とある人物であろう。〇九は詞書より、「兼仲朝臣すみ侍けるころ忍ひたる人かすくゝにあふことかたく侍ければ」詠んだ歌で、兼仲朝臣との関係が知られる。

この兼仲は粟田関白道兼曾孫の左少将兼仲（一〇三七—八五）で、外祖父である源高雅は、中宮亮の経験者であり章行もまた中宮亮のを歴任したのでそこには親しさが存し、この関係から章行女の入集を可能にしたのであろう。また、祖父成章の兄成行の女に、更級日記記者孝標女の継母で、後一条院女房となった上総大輔（後拾遺集に一首入集）がいる。



相如女

相如女は、〔尊〕の左大臣時平曾孫出雲守相如「女子」に「哥人」と注記がある。しかし、その女も一人ではなかつたらしく、越前守藤原安隆男の後拾遺歌人兵庫頭隆資母と加賀守源兼澄女で、後拾遺歌人である命婦乳母の母の二人が掲げられる。

入集する565の哀傷歌は、「栄花物語」「みはてぬ夢」四七話「相如卒去」にも見えるが、本歌の左註に「此歌は粟田左大臣、身まかりて後かの家に父のすけゆきとのあして侍けるにゆめならて又もあふへき君ならはねいられぬいをもなげかざらましとよみてまかりにければかくよめるとなんいひつたへたる」とあり、この歌が相如女と表記されたのは、この左註にあるように前述した相如女のいずれの女が詠じた歌かが判明しないまま、言い伝えられ、入集されたために、相如女と表記せざるを得なかつたと思われる。

雅通女

一首入集の881〔雑一〕は、定輔朝臣たえくになりてほかこころなとありければときくはひきとめよかしといふ人侍りければ

わりなしや心かなふ涙たに身のうき時はとまりやはする。で、詞書より定輔朝臣と交渉のあった女性であることが知られる。

この定輔朝臣は、〔尊〕「惟孝説孝孫」の正四位下、若狭摂津、播磨権守、左大弁の説孝男で、「御堂関白記」によると長和四年（一〇一五）八月廿七日任上野介とある人物であろう。

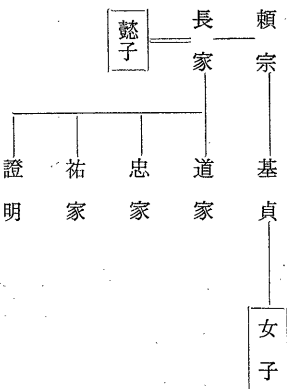
父の雅通は、〔作〕や諸本注記より権左少弁時通男、母は〔尊〕「宇多源氏」に但馬守宮道堯時女である。雅通は長和元年（一〇一一）八月十一日に中将にて丹波守を兼ねた（「御堂関白記」）ことから丹波中将と号されたらしい（「左経記」寛仁元年七月十一条）。

同三年（一〇一四）三月七日任国に下向（「小右記」）、翌年出家し、寛仁元年（一〇一七）卒している。

この雅通女は、同じ後拾遺集歌人の備前典侍と同一人物視する説もあるが、その裏付になる資料はない。

忠家母

この忠家母は、「尊」「長家卿孫」や「公」「永承二年条」に「從三位源懿子」（近江守源高雅女）とするが、「今鏡」「藤波の下」ますみの影に「この大納言（長家）の御子に忠家の大納言、祐家の大納言など申しておはしき。母美濃守基貞の女とそ」とあり、母を基貞の女としている。この両方の記述から推測すると、この基貞女という人物は忠家、祐家を生んだあとと卒し、道家の母である懿子が彼らの養母となったのであろうか。



では、どうしてこのように忠家母と表記したのであろうか。もし、この詠歌が養母となった懿子のものであったならば、彼女が從三位という身分である事実からもこのような表記にはしなかったはずである。おそらくこの背景には、忠家、祐家の存生中の手前、美

濃守基貞女を表面化せず、撰者はこの間の事情をこころえてこの作者を三人称的に忠家母と表記したのではなからうかと思われる。

忠信母

〔作〕には諸陵頭高階資長女、また〔早〕にはこの注記の他、謀子内親王乳母という注記も補なわれている。これに導かれて〔尊〕の高階氏を調べたが、資長という人物は見当たらないので、判然としない。ただ、〔早〕の謀子内親王乳母という注記から長暦三年（一〇三九）八月に謀子内親王の誕生に乳母として出仕したのであろうか。

長国妻

〔内〕〔早〕勅物に「前石見守頼方女」、〔作〕では「前石見守頼房母」とある。この注記に従って〔尊〕魚名公孫「頼方」に当たったが頼方に子女の記載はない。また〔作〕の頼房母とすると〔尊〕高藤公係の正三位権中納言為輔の女子に「頼房母、参議佐理室」と注された人物がいる。佐理は能筆として著名な人物である。

なお、中原長国は大隅守重頼男で天喜二年（一〇五四）十二月に卒し、「扶桑略記」に外国に強い能史であった事実が知らされる。

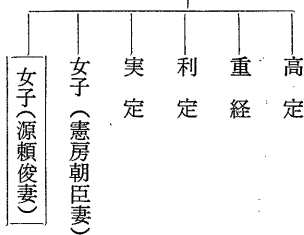
定輔女

この定輔女は〔作〕にも他の資料にも注記は見られず、〔尊〕惟孝説孝孫の定輔女に、憲房朝臣妻と源頼俊妻の二人の記載がある。この二人のうちのいずれかが、この作者の定輔女であろうが、源頼俊は、後拾遺歌人（115）でもあるのであるいはこの妻となった定輔女がこの女性にあたるかも知れない。

なお、定輔に関しては前述の雅通女項に述べたのでここでは触れないが、雅道女と定輔の交渉関係が存するので、その関係から入集

せしめたのでなからうかと思われる。

説孝—定輔



定頼母・公圓法師母・兼平母

この三者は次の略系図に示されるように、姻せき関係が存在する。
 定頼母は、昭平親王女、大納言公任の妻、彼女の詠歌563(哀傷)は、「二条前太政大臣のめなくなり侍て後おちたるかみをみて」と詞書が付され、公任卿女の死に際して詠じた歌である。公任女は、〔尊〕に藤原信長母と藤原信家母の二人がいる。

また、公圓法師母は、〔作〕や〔尊〕「実頼公孫」の公圓に母関白教通女とある女性で母を小式部内侍とする。本集のみに入集する71(恋四)は、中納言定頼に贈った歌で、やるせない恋の怨みの歌である。

兼平母は、〔尊〕に「太政大臣信長室、離別」と注記され、918(雑二)の詞書にも「太政大臣かれく成て」とあるように兼平母ははじめ信長に嫁し、後に経宗室となったようだ。



範永女

この範永女は、藤原範永と小式部内侍の女だが、〔早〕には「堀河右大臣家女房、号尾張」と注記があり、尾張と名のついでいたらしい事実を知る。

この歌に関して、経信は「難後拾遺」に、

この歌、いとをかしうよみたる歌なり。よとともにとこそききしか。女の尾張とて、承香殿女御の御方にありしが歌とこそいふりしか。この集にてたれともかかれぬはいかが。

と、作者名を「範永女」ではなく、尾張とすべきであると主張する。では経信の言うようにどうして通俊は範永女と表記したのだろうか。

頼家母

この頼家母については〔作〕や〔内〕に従三位忠信女説、また一方、〔尊〕「清和源氏」の頼家母、後拾遺集の603(恋一、頼光朝臣への返歌)の左註(ある人のいはくこの中納言惟仲にをくれて侍けるおろかく云りければめのとにかはりてよめる)などから中納言惟仲女説の二説がある。

従三位忠信は美濃三位で正暦四年(九九三)十二月に六一歳で出家し、惟仲は、寛弘二年(一〇〇五)、太宰府で六二歳で薨じてい

るので、先述した頼光（九四八—一〇二二）との贈答から推してどちらも年齢的なりあいは適当であろう。

しかし、「尊」「桓武平氏」の惟仲には、後拾遺歌人で大和守義忠室となった大和、つまり大和宣旨が見えるのみ、また忠信には、男に義遠が記載されているだけで頼家母は判明しない。推測されるのは、左註の記事の頼光が頼家母に燃ゆる思いを、頼家母の父惟仲の死後伝えて来たが、頼家母は服喪中であつた為、乳母は返歌を拒んだので彼女自ら返歌したという事情から、忠信父は父の正暦四年（九九三）後、惟仲の養女になつたのではないかと推測される。

頼成妻

〔作〕、「早」には「散位為定女」、〔彰〕には「淡路守、関白家女房、為言女」とある。この淡路守は中原頼成に関する注である。〔尊〕「高藤公孫」の相模守内匠頭、中宮権大進、従五下の藤原宗佐の注記に、母淡路守中原頼成女とある。

本集入集の36（春上）は、天喜四年（一〇五六）四月卅日皇后宮寛子春秋歌合に七番、大輔と番え持となつた歌である。しかしこの作者は「小納言」と表記されており、又、廿卷本歌合本文には淡路守頼成妻と注記が付されている。この小納言と頼成妻の關係については、明確な根拠となる資料を管見できず、不明である。

まとめ

これらの女性歌人は、これ迄述べたように、①出身に疑問や錯綜があつて明確に作者を表記できない場合②作者に異伝がある場合③作者名自体に問題があつて、そこに何らかの理由や事情が存する場合がある。

①は、女性という身分的な点から、伝記に関する資料も少なく不

明な事も多いので当然あり得べきことであろう。しかし、後拾遺集の場合は撰者の撰集方針に、できるだけ読み人しらずを少なくして、歌の成立事情や作者を明らかにするという他の勅撰集には見られない前進的な意図がみられ、彼女らの歌の詞書のいづれにもその出自の一端を物語るような贈答、交渉關係のあつた相手の名が記されているという事実も、単なる疑問や錯綜とは言いきれない。

また、③の忠家母、頼家母の場合は、勅撰集という政治的背景が大きく影響していることも考えあわせると、実名を記すには何らかの事情があり、あえてこのような表記にせざるを得なかつたという事実も明らかにするのである。

また、この一八人の歌人は数人を除いては、女性歌人と呼ぶには余りにも歌歴も乏しく、ほとんどの者が、後拾遺集に一首のみを入集するような女性達であつた。ではなぜ、このような女性歌人の歌を撰者は入集せしめたのだろうか。

一八人のほとんどの女性歌人間に姻戚關係が認められる点や何らかの交渉關係の存在することなどから推測すると、某女、某妻、某母らの女性歌人を採択した基準について考えると、彼女達の歌がこのような多く採られたのは、歌がすぐれていたからという理由よりも、その対人關係において選ばれたのではなからうか。

注1 井上宗雄氏「勅撰集の作者表記」「解釈と鑑賞」第33巻4号・昭43・11

注2 某女、某妻、某母の表記歌人数を三代集と比較すると古今

集（某女1、某妻なし、某母2、計3）後撰集（3、22、7、計33）拾遺集（3、3、6、計12）となつており、後撰集の特例を除き、後拾遺集ではかなりの増加が見える。